

# 大磯町立中学校給食に関する懇話会報告書

平成 25 年 3 月

# 目 次

<b>1 懇話会の設置について</b> .....	<b>1</b>
<b>2 中学校給食検討の背景</b> .....	<b>1</b>
○大磯町の現状	
○中学校給食実施するにあたっての根拠法令	
○全国における中学校給食（完全給食）実施の状況	
○近隣市町村における中学生の昼食の状況	
○食育の観点から	
○社会生活の変化の観点から	
○中学生からの聞き取り	
○中学生の昼食のあり方の検討	
<b>3 中学校給食実施の検討</b> .....	<b>7</b>
○中学校給食実施方式別の内容	
○中学校給食実施方式別の特徴	
○教育課程等への影響	
○大磯町の財政状況	
○施設整備、維持管理に係る費用	
○法的規制等の課題	
○方式別メリット・デメリット及び課題のまとめ	
○中学校給食実施方法別の検討	
<b>4 懇話会における中学校給食の考え方</b> .....	<b>15</b>
<b>5 その他</b> .....	<b>15</b>
○アンケートの実施について	
<b>6 資 料</b> .....	<b>16</b>
○大磯町立中学校給食に関する懇話会設置要綱	
○大磯町立中学校給食に関する懇話会委員名簿	
○大磯町立中学校給食に関する懇話会経過	
○学校給食法（抜粋）	
○食育基本法（抜粋）	

## 1. 懇話会の設置について

中学生時代は、成長に必要な栄養素の摂取量が生涯の中で最も多くなっていく時期であり、食事は重要なものであります。中学生の学校での昼食については、これまで家庭で作る弁当を基本に、子どもの健全な心と身体の成長をも見守ってきましたが、社会状況の変化や食育の観点から中学校給食実施に向けた議論が必要となってきました。

大磯町立中学校給食に関する懇話会は、大磯町立の中学校における中学校給食の必要性や実施に向けての課題等を調査し、食育の推進を含めた中学校給食のあり方を検討するために設置されました。

## 2. 中学校給食検討の背景

### ○大磯町の現状

大磯町の中学生の昼食は、家庭のぬくもりや家庭の味を感じることができる家庭弁当が基本となっており、給食としてはミルク給食のみの実施となっております。

嗜好、食事量、アレルギー等の体質や疾病への対応等の効果も認められ、家庭の絆が深められるといったこともあることから、大磯町では家庭弁当の持参が定着してきたものと考えられます。

また、家庭弁当とは別に各学校では、週1・2回の業者によるパンの販売を行うとともに、弁当を持参できない子どもには個々に対応しております。

しかし、近年、中学校給食については保護者のニーズも高まっており、子どもたちの健全な成長を考えるうえでも、中学校給食実施の検討が必要となってきております。

なお、小学校については各学校に調理室を整備し給食を実施しておりますが、今後施設の老朽化等の課題が生じてくると考えられます。

### ○中学校給食実施にあたっての根拠法令

#### ①学校給食法

学校給食法では、第1条において「この法律は、学校給食が児童・生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的としている。」とされており、また、第4条では、「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。」とされております。

## ②食育基本法

食育基本法の前文では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。」と述べられており、食育に対する基本理念を明らかにしてその方向性を示すとともに地方公共団体にも食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するよう求められています。

また第20条では、「地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施等必要な施策を講ずるものとする。」とされております。

## ○全国における中学校給食（完全給食）実施の状況

中学校給食（完全）実施率上位10県					中学校給食（完全）実施率下位10県				
都道府県名	総数	学校数	%		都道府県名	総数	学校数	%	
1	愛知県	413	413	100.0	38	奈良県	107	74	69.2
1	千葉県	383	383	100.0	39	広島県	243	153	63.0
1	沖縄県	155	155	100.0	40	京都府	174	108	62.1
1	富山県	81	81	100.0	41	高知県	116	71	61.2
5	埼玉県	425	423	99.5	42	三重県	166	96	57.8
6	岐阜県	191	190	99.5	43	和歌山県	132	75	56.8
7	愛媛県	140	139	99.3	44	兵庫県	354	189	53.4
8	秋田県	130	129	99.2	45	滋賀県	100	46	46.0
9	鹿児島県	248	246	99.2	46	神奈川県	415	68	16.4
10	長野県	191	189	99.0	47	大阪府	465	49	10.5

（平成22年度学校給食実施状況等調査より）

中学校給食は、全国的に見ると82.4%（平成22年5月1日現在）が完全給食を実施しておりますが、神奈川県は、16.4%で全国47都道府県中下から2番目の46位となっております。

<委員からの主な意見>

- 全国での中学校給食実施率を考慮すると、給食実施を進める必要がある。
- 本来、中学校でも学校給食をやるべきだといわれているので、やらない特別の理由を明示しない限り住民の理解は得られない。これだけ先延ばしにして、子育てに環境のいい街づくりを目指しているが、全国で最下位とはっきりいわないと誰も考えない。ずっとやらないのであれば、大磯は、給食をやらない町だということを宣言すべき。それでも子育てにはいいから来てくださいとする。そこをはっきりしないと無駄ではないか。

○近隣市町村における中学生の昼食の状況

(平成 24 年度調べ)

実施方法	市町村名
自校方式	山北町、開成町、松田町の一部
センター方式	小田原市、厚木市、大和市、二宮町、中井町、大井町等
親子方式	松田町の一部
デリバリー方式	相模原市、海老名市、愛川町
業者弁当方式	平塚市の一部、藤沢市、伊勢原市、寒川町、葉山町等
家庭から弁当持参	大磯町、平塚市の一部、茅ヶ崎市、湯河原町等

神奈川県では中学校給食の実施率が低くなっておりませんが、給食に取り組んでいる自治体も見受けられます。

二宮町では、平成 22 年度に老朽化した給食センターを新たに建替え、小中学校 5 校の給食を実施しております。

愛川町では、検討会の報告を受け平成 21 年度からデリバリー方式により給食を開始しております。

また近年、中学校において完全給食を実施していない近隣自治体においても、中学校給食のあり方について検討委員会等を設置し活発に議論しております。

## ○食育の観点から

中学生の近年の食生活は、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加などの問題が生じております。おやつや夜食のように子どもたちが自分で食べるものを選択する時には、「食いたい」という嗜好を重視する傾向があり、栄養の偏りなどを改善する必要があると言われております。

成長期にある子ども達に対して、「食」に対する意識を高め、「食」に対する正しい知識を習得し、心身の成長期はもとより生涯を通じての健康的な食生活に関する理解を深めさせていくため、中学校における食育は重要と言えます。

また、地域に根ざした食文化の継承や、社会性を育てることなども食育の大切な一面であり、中学生の昼食のあり方を考える必要があります。

### <委員からの主な意見>

- 食育の面からしても、自分のところで作り、その匂いを子どもたちが嗅ぎ、実際に五感で感じ、給食を通して食を学べるという面では自分の学校にある給食施設で調理する方法が良い。アレルギー対応、温・冷のものを提供できる点でもよい。
- 子どもたちには何を必要として給食が始まったのか説明して給食を始めないといけない。ただ昼食を提供するというのではなく、学校給食には目的があるので、伝統や行事のことなども食育の中で学んで欲しい。
- 中学生ぐらいまでは、給食で食育を勉強した方がよいのでは。
- 食育の観点から見ると中学校では個別でお弁当を食べているが、一つ釜の飯を食べるのではないが連帯感が足りない気がする。給食はその一環として連帯感が出てよいのではないか。
- 将来、大人になった時に子どもや、周りの人に伝えられる知識や経験を積むことが食育だと思う。給食で身につけられる面ではよいと思う。

## ○社会生活の変化の観点から

家庭のあり方も変容し、核家族化や両親共働きの家庭が増加していることから、家族だんらんが少なくなったと言われております。塾に通う子どもが増えたことから家族と夕食の時間が合わず、子どもだけで食事することが多くなっております。

また、朝ごはんを食べないで登校する子どもも全国的には増えてきており、心身への影響についても見過ごせないものとなっております。なお、このような状況から、家族の絆の希薄化といった問題も生じると言われております。

### <委員からの主な意見>

- 弁当対応ができていないご家庭はどうしているかというところとコンビニ等で購入した弁当を持参している。朝食、昼食ともコンビニ等で購入した弁当の家庭があることも聞いている。難しい問題だと思う。

## ○中学生からの聞き取り

懇話会を開催するにあたって事前に大磯・国府両中学校生徒会の代表者(各校約10名)に中学生の昼食について意見の聞き取りを行いました。

### <中学生の主な意見>

- お弁当はお母さんが栄養バランスを考えて作ってくれる。
- お弁当の方が個人的なペースで食べることができる。
- お弁当の方が家族分まとめて作るので経済的。
- お弁当だと友達に好き嫌いがわからなくてよい。
- お弁当はお母さんが大変だと思う。
- 働く親もいてお弁当を持って来れない人がいる。
- お弁当は好きなものばかり入っている。
- お弁当は、昨晚の残り物が入っている。
- センター給食は冷めて美味しくない聞いた。温かい給食なら食べたい。
- みんなで同じものを食べたい。
- 給食は友人との共通の話題づくりによい。
- コンビニ等で購入した弁当を持ってきている人がいるので、給食はあったほうがよい。
- 給食は栄養バランスがとれているからよい。
- 給食があれば早弁がなくなる。
- 給食の献立表を見てみんなで話すのが楽しい。
- 給食は準備や片付けに時間がかかる。
- 給食は個人の食べる量が調整できなくなる。
- 給食当番が面倒くさい。
- 野菜が苦手な子にとっては、給食は嫌かもしれない。
- 週3回とか、毎日でなくても給食があると親は助かる。
- 兄がいて中学校になったら弁当が当たり前だと思っていたのでどちらでもよい。

中学生からの意見からは、家庭弁当、給食のそれぞれのよさを理解するとともに、給食への期待と不安を持っていることが伺えました。

また、弁当を作ることによる親の負担を心配しており、給食を実施することで親の負担が軽減することへの期待が伺えました。

## ○中学生の昼食のあり方の検討

大磯町の中学生の昼食を考えるうえで、家庭弁当については、親の愛情や家族の絆を感じた等、懇話会委員の体験としての意見もあり、アレルギー体質や疾病時等の子どもの状況に応じた対応が最もできる点も含め、家庭弁当のよい面も改めて理解することもできましたが、懇話会としては、「**食育の観点、子育てに携わる保護者の負担軽減、社会生活の変化や全国の実施状況等を考慮した場合、給食施設の整備費等がかかるとしても、中学校給食の実施の方向で検討する。**」との検討結果になりました。

### <委員からの主な意見>

- 学校給食法においては、「義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない」となっている。全国での中学校給食実施率を考慮すると、給食実施を進める必要がある。
- 給食を実施しない場合、実施しない旨の表明が必要。
- 毎日弁当を作っている。子どもたちは弁当が大好きなので正直、給食はいらないと言っている。夏場における衛生状態には配慮している。暑い時期は入れられるものも限られてくるし、基本的には良く冷ましてご飯を詰める、保冷剤を入れるなど、家庭で行っている食中毒対策で十分対応はできると思う。
- 給食も弁当もどちらも良い面がある。部活動などで体を動かすことが多くなる中学生の栄養を補うのには給食は良いと思う。弁当については自分の経験から親が朝早くから作ってくれて美味しかった。中学生当時はわからなかったが、今となって愛情いっぱいだったことを感じる。両方よい面があるので難しい。
- 文化を育てるという意味でもお弁当にも価値があると思う。給食をある一定の場所で、大量に作らなければいけないので、文化を伝えるには非常に限度があると思う。文化は強調しすぎると給食にする意味がなくなると感じる。
- 寒い時期に温かい物が食べられるというのは、お弁当にはない良さである。根菜類などもたくさん入っている汁物は、給食でしか出せないと思うので、給食は大賛成である。
- 多様な家庭環境にある児童生徒が増える中で、弁当を作ることができない家庭も多くなっている。それを補うためにも給食は必要である。



### 3. 中学校給食実施の検討

#### ○中学校給食実施方式別の内容

懇話会では、次の5方式について検討いたしました。

##### ① 単独調理方式（自校方式）

各学校に調理場を設けて給食を提供する方式

##### ② 共同調理方式（センター方式）

複数校分の給食を調理できる調理場を設けて各学校に給食を提供する方式

##### ③ 親子方式

近隣学校の給食室を活用して調理し、各学校に配送して給食を提供する方式

##### ④ デリバリー方式

献立作成、食材選定調達、調理方法の指示は全て教育委員会が行ない、受託した民間事業者が調理した給食を弁当箱に詰め、各学校に配送する方式

※自宅からの弁当と給食を希望（月ごと）により選択することも可能です。

##### ⑤ 業者弁当方式

民間業者が自社の調理場で調理した弁当を各学校に配送する方式

※自宅からの弁当を持参できない場合、「業者弁当」を利用することも可能です。

#### ○中学校給食実施方式別の特徴

##### ① 単独調理方式（自校方式）

栄養バランス、食物アレルギーへの対応、食育の推進や衛生管理面で優れております。温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食べられることから、給食を提供するという点では最も有効な手段と考えられます。

##### ② 共同調理方式（センター方式）

中学校2校又は小学校を含めた4校分を集約することにより給食の調理等効率的な運営ができます。

栄養バランス、食育の推進は、自校方式同様優れておりますが、食物アレルギーへの対応、衛生管理といった点では、調理する給食数が複数校分が多いことや、配送により作業工程が多くなることにより自校方式と比較すると劣ります。

##### ③ 親子方式

既存の給食施設を活用することにより給食の調理等効率的な運営ができます。

栄養バランス、食育の推進は、自校方式同様優れておりますが、食物アレルギーへの対応、衛生管理といった点では、調理する給食数が複数校分が多いことや、配送により作業工程が多くなることにより自校方式と比較すると劣ります。

#### ④ デリバリー方式

施設の整備等が自校方式、センター方式及び親子方式より簡易なため、比較的短期間に導入が可能と考えられます。

希望者が月ごとに給食を申し込むため、家庭弁当との併用となりますが、生徒全員が希望した場合は、完全給食と同じことになります。

献立作成、食材選定調達、調理方法の指示は全て教育委員会が行なうため、食育の推進を図ることも可能となりますが、調理は委託業者が行うため衛生管理の指導が必要となります。

#### ⑤ 業者弁当方式

施設の整備等の不要なため短期間に導入が可能と考えられます。

希望者が当日の朝弁当を注文するため、家庭弁当との併用となります。

栄養バランスが偏り、食物アレルギーへの対応や食育の推進ができなくなります。また、1食あたりの食費が高くなる可能性があるなど課題が多くあります。

### ○教育課程等への影響

現在の大磯町における中学校の教育課程では、50分授業で週5日、6時間の日が4日、5時間の日が1日あり、午前の終わりが12時40分となっております。昼食を含む休憩時間は大磯中学校で40分、国府中学校で45分間ありますが、中学校給食を実施した場合、配膳、片付けの時間がかかることによりカリキュラムの変更が必要になります。

中学校給食を実施している自治体を見ると、始業時間を早めたり、終業時間を遅くするなどの対応をとっております。また授業時間数を確保するため夏休みを短くしている自治体もあります。

なお、終業時間が遅くなることは、各種の放課後の課外活動に影響がでることも考えられます。

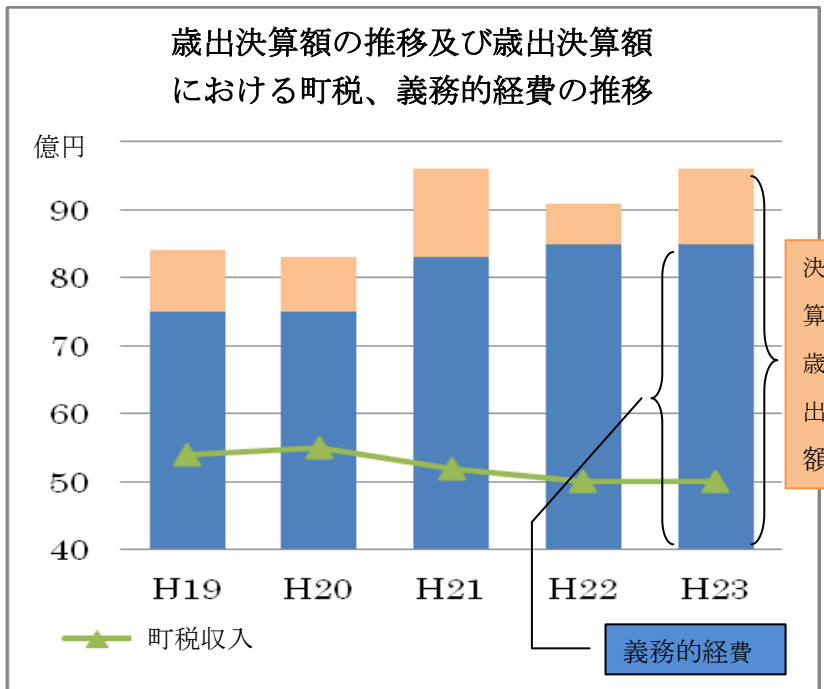
#### <委員からの主な意見>

○授業時数については、H22年度全国で80%以上完全給食を実施しているので、カリキュラム変更は不可能ではないと考える。ただ、今までとは状況が違ってくるので、議論が必要になるのではないかと。

○大磯町は、部活動が盛んであり子ども達も部活動の時間が短くなるとすれば、反対するのではないかと。部活動への影響が心配である。

○生徒たちが生活する上で、非常に時間の拘束は大きい。部活動の時間は短くなるのは間違いない。

○大磯町の財政状況



単位：千円

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
決算歳出額	8,443,590	8,341,469	9,558,813	9,193,225	9,562,666
義務的経費	7,517,420	7,515,042	8,298,314	8,528,022	8,536,122
町税収入	5,398,393	5,454,989	5,185,673	5,030,181	4,984,988

平成 23 年度の決算額は、約 95 億 6,267 万円で前年度と比較し 4 億円増えておりますが、景気の悪化などの理由により町税による収入が減っております。

また、義務的経費（※）は、年々増加しております。

決算歳出額において義務的経費の占める割合が増えることは、道路や学校などの公共施設の整備などに取り組むための費用を配分することが厳しくなる状況を表しております。

※義務的経費…人件費・扶助費（小児医療費助成費、児童手当、障がい者福祉サービス費等）・公債費（町の借金の返済にかかる経費）など支出することが制度的に義務づけられている経費

## ○施設整備、維持管理に係る費用

実施方法	整備内容	施設整備費等	維持管理費
自校方式 (2校分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理施設の建設及びエレベーターの整備</li> <li>備品・食器類の購入</li> </ul>	約5億円	約4千万円
センター方式 (小中学校4校分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設用地の購入</li> <li>調理施設の建設及びエレベーターの整備</li> <li>備品・食器類の購入</li> </ul>	約10億円	約8千万円
親子方式 (2校分) ※既存施設を増築	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理施設の増設及びエレベーターの整備</li> <li>備品・食器類の購入</li> </ul>	約4億円	約4千万円
デリバリー方式 (2校分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入・保管施設の改修</li> <li>備品・食器類の購入</li> </ul>	約1億円	約2.5千万円
業者弁当方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな改修はない</li> </ul>	0円	0円

※施設整備費、維持管理費は、他市町の状況を参考に概算で算出しております。

施設整備費は、整備場所の状況や整備方法によって変わる可能性があります。

中学校給食を実施するためには、調理施設を整備することになります。自校方式では、調理施設の建設及びエレベーターの整備・備品・食器類の購入等に2校分で約5億円、センター方式では、建設用地の購入も含めると約10億円の整備費がかかることが考えられます。親子方式では、既存の調理施設を増築する場合、2校分で約4億円、既存調理施設を建替えた場合は、自校方式以上の整備費がかかることが考えられ、デリバリー方式でも2校分で約1億円の整備費がかかることが考えられます。

給食調理員等の人件費、設備の修繕料や消耗品代、燃料費等、毎年支出する維持管理費は、自校方式、親子方式では約4千万円、センター方式では約8千万円、デリバリー方式では約2.5千万円かかり、多額な費用負担になることから町全体で議論する必要があると考えられます。

また、他の中学校給食を実施していない自治体においても給食の実施を検討する際に議論されておりますが、大磯町を含む多くの自治体では、他の老朽化した教育施設の改修等の整備費用の確保が急務になっており、今後給食を実施する際の施設整備費確保にも影響すると考えられております。

大磯町においても、教育施設の改修は計画的に実施が必要であり、小学校の給食施設の老朽化にも今後対応する必要があると考えられ、中学校給食の実施と併せて検討する必要があります。

#### <委員からの主な意見>

- 中学校給食実施により教育施設修繕計画へ影響しないように、別に整備費の確保を図るべき。
- 給食は大変良いと思うが、反面予算抜きには考えられない。多額の経費を考えると迷う。
- 給食だけを考えて給食をやってもらいたい。ただ、莫大な費用が掛かってくる。例えば、この予算があれば、35人学級編制や、教職員の定数増などになったらいいなと思う。また、学校の施設改修などの実例を見ると純粋に給食がいいとはいえなくなりブレーキが掛かる。施設の整備費を見ると、単純に給食を実施してほしいと言えない部分がありジレンマがある。

#### ○法的規制等の課題

給食施設を新たに建設又は増築するためには、建築基準法等の法規制があります。自校方式では、その学校の生徒のみに給食を提供するため、学校の附属施設として考えられています。

デリバリー方式では、保管施設を整備するだけで給食施設を整備するだけのため建築基準法の規制の影響は受けませんが、センター方式、親子方式では、共同で複数校分の給食を調理し、他校の給食を調理することにより、工場として取り扱われるため、建築可能な都市計画区域上の用途地域が原則として工業地域、工業専用地域又は準工業地域のみとなります。

センター方式の場合、大磯町では東部地区に工業地域と準工業地域がありますが、立地条件を考慮すると共同調理場の建設には課題が多いと考えられます。

親子方式で想定される小学校の給食施設は、前出の用途地域以外のため中学校分の給食を調理するための増築は原則として不可能と考えられます。

また自校方式として各中学校に給食施設を建設する場合、大磯中学校においては建設敷地の確保が可能ですが、国府中学校については、建設敷地の確保に課題があります。

○方式別メリット・デメリット及び課題のまとめ

実施方法	主なメリット	主なデメリット及び課題
自校方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養バランスがよいメニュー</li> <li>・適温給食に最も優れる</li> <li>・食育の推進が最も図れる</li> <li>・アレルギー対応に最も優れる</li> <li>・衛生管理に最も優れる</li> <li>・全員同じ食事がとれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嫌いな物を残しやすい</li> <li>・配膳、片付けの時間がかかる</li> <li>・栄養士調理員の配置が必要</li> <li>・整備費・維持管理費の負担が大きい</li> </ul>
センター方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養バランスがよいメニュー</li> <li>・適温給食に優れる</li> <li>・食育の推進が図れる</li> <li>・アレルギー対応に優れる</li> <li>・衛生管理に優れる</li> <li>・全員同じ食事がとれる</li> <li>・施設を集約することで効率的な運営が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嫌いな物を残しやすい</li> <li>・配膳、片付けの時間がかかる</li> <li>・配送時間がかかる</li> <li>・栄養士調理員の配置が必要</li> <li>・整備費・維持管理費の負担が大きい</li> <li>・法的規制がある</li> </ul>
親子方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養バランスがよいメニュー</li> <li>・適温給食に優れる</li> <li>・食育の推進が図れる</li> <li>・アレルギー対応に優れる</li> <li>・衛生管理に優れる</li> <li>・全員同じ食事がとれる</li> <li>・既存施設を活用するため効率的な運営が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嫌いな物を残しやすい</li> <li>・配膳、片付けの時間がかかる</li> <li>・配送時間がかかる</li> <li>・栄養士調理員の増員が必要</li> <li>・整備費・維持管理費の負担が大きい</li> <li>・法的規制がある</li> </ul>
デリバリー方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養バランスがよいメニュー</li> <li>・配膳、片付けの時間が短い</li> <li>・希望者だけ注文できる (全員同じ食事をとることも可能)</li> <li>・比較的短期間で導入が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嫌いな物を残しやすい</li> <li>・適温給食ができない</li> <li>・アレルギー対応ができない</li> <li>・栄養士の増員が必要</li> <li>・当日注文ができない。</li> <li>・業者への衛生管理が必要</li> <li>・弁当持参者には公費が使われない等差がでる</li> </ul>
業者弁当方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配膳、片付けの時間が不要</li> <li>・調理員等の配置は不要</li> <li>・弁当を持たせられない時に利用が可能</li> <li>・短期間で導入が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養バランスが偏ることがある</li> <li>・適温給食ができない</li> <li>・食育の推進が図れない</li> <li>・アレルギー対応ができない</li> <li>・1食あたりの食費が高くなる可能性がある</li> </ul>

## ○中学校給食実施方法別の検討

懇話会では中学校給食の実施方法で考えられる5つの実施方法別に検討しました。その検討結果は次の①～⑤になりました。

併せて、①～④については、「食育の観点から給食を実施するためには専任の栄養士を任用する必要がある。」との意見がありました。

### ① 自校方式

栄養バランスや食物アレルギーへの対応、食育の推進を図ることができ、また、衛生的である。給食施設の整備費は大きくなるが、子どもたちは出来たての給食が食べられ、他の方式と比較しても給食を提供するという点で最も優れており、課題の1つである授業カリキュラムも融通がききやすいという点からも大磯町における中学校給食の実施方法に適しています。

なお、大磯中学校に比べ国府中学校の給食施設の整備には、整備費のほかに法的規制や用地確保等課題が多いことから、これらの課題の解決が給食施設を整備するための条件として考慮する必要があります。

### ② センター方式

栄養バランスや食物アレルギーへの対応、食育の推進を図ることができるが、配送時間がかかる点では子どもたちがおいしく給食を食べられないことも考えられます。

今後、小学校の給食施設の老朽化の問題もあり、将来的な大磯町の給食施設の整備という点では望ましいところもあるが、給食施設の整備費も大きく、法的規制による建設場所の確保にも難があることから、施設を建設できない可能性も高く、大磯町における中学校給食の実施方法には適しません。

### ③ 親子方式

栄養バランスや食物アレルギーへの対応、食育の推進を図ることができるが、配送時間がかかる点では子どもたちがおいしく給食を食べられないことも考えられる。給食施設の整備費も大きく、法的規制が厳しく施設を増築できない可能性も高く、大磯町における中学校給食の実施方法には適しません。

### ④ デリバリー方式

給食施設の整備費は他の方法より負担が少なく比較的短期間で導入しやすく、町が採用する栄養士が献立を作成するため栄養バランスを図ることができるが、アレルギー対応、食育を推進することは難しい。また、配送時間がかかる点では子どもたちがおいしく給食を食べられないことも考えられます。

給食の実施は、月ごとの希望制になる可能性が高いため、完全給食とは言えず、短期的な対応としては考えられるが、大磯町における中学校給食の実施方法には適しません。

なお、現在大磯町周辺では受託する事業者が少ないようです。

## ⑤ 業者弁当方式

栄養バランスやアレルギー対応、食育の推進を図ることはできない。弁当を持たせられない時の補完的のものであり、導入当初は毎日の注文等学校現場においても混乱が想定される。完全給食とは言えず、大磯町の中学校給食の実施方法には最も適しません。

なお、現状において弁当を持参できない生徒の昼食については、各学校において個々に対応しています。

### <委員からの主な意見>

- センター方式の給食も経験しているが、課題の1つであるカリキュラムについては、自校方式のほうが融通が利くので良いと思う。また、食事自体は温かいもの、土地のものが提供できるので、食生活の面で有り難いと思う。
- 自校方式が一番メリットがあると思う。センター方式に関しては、給食実施を前提においた場合は、望ましい方式の一つかと思われるが、建設用地の確保や、物理的に建設するのが難しいと出ているので、その点がクリアされる見通しがたたない以上現実性がないと思う。
- センター方式で実施するという事は、小中学校の全てが賄える大きな施設を建設することになると思うが、将来的に見た時に例えば、小学校が1校少なくなり、人数が減った時など、施設に無駄が出てくると思う。
- 親子方式において、小学校の敷地内に給食施設を増築する場合、国府小学校については、敷地が広いので可能と考えているようであるが、今ある敷地は必要なものとして活用しているので難しいと考える。
- 自校方式、センター方式、親子方式の3つは、完全給食だと思う。デリバリー方式、業者弁当方式はどちらかという、現状の弁当を補完する形、選択形式と思っている。懇話会における議論では、完全給食が望ましいということになっていると思う。費用のことを度外視した場合は、自校方式がベストという考えで良いと思う。
- デリバリー方式は、新聞の記事に実際にやってみると上手くいくことが実感できたというような内容が載っていた。現実的ではあると思うが、給食を実施するとなった時に、小学校でも中学校でも自校方式を希望する人が多いと思う。
- デリバリー方式にするのであれば、給食の代わりに全員がデリバリー方式で注文するのであれば、栄養士が栄養バランスを考えて作ったメニューでもあるので、食育の観点からも実施方法として考えられる。



## 4. 懇話会における中学校給食の考え方

当懇話会では、弁当の持参によりアレルギー体質や疾病時等の子どもの状況に応じた対応が可能であり、家庭の絆を深めることができるというメリットを認めつつも、子育てに携わる保護者の負担を軽減し、食生活の改善といった食育の観点や多様な家庭環境にある児童生徒の増加等による社会の変化に対応するため、中学校給食実施のニーズが高まっているという認識に至りました。

当懇話会では、5つの中学校給食の実施方法についてメリット、デメリットやそれぞれの課題等を議論した結果、「給食施設の整備費等課題があり、給食実施まで時間がかかることも考えられるが、食育を推進するためにもなるべく早い時期に自校方式での中学校給食の実施を希望する。」との意見になりました。

併せて、「課題解決後、自校方式実現までの間、弁当を持ってくることが困難な生徒の対応として、デリバリー方式を検討する必要がある。」との意見になりました。

## 5. その他

### ○アンケートの実施について

アンケートの実施については、当初12月に実施を計画しており、第2回、第3回懇話会において、対象者やアンケートの項目について検討しました。

アンケートの対象者については、中学生、中学生の保護者、小学生（保護者と同一）、教師、町民（抽出）に実施することとしましたが、アンケートの実施前に中学校給食の必要性、課題等の周知をまず行うべきとの意見が多く早急のアンケートの実施は見送ったほうがよいとの意見が多数を占めました。

※教育委員会では、周知方法を検討することとし、必要に応じてアンケートを実施することとしました。

## 6. 資 料

### ○大磯町立中学校給食に関する懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大磯町立中学校における中学校給食の必要性や実施に向けての課題等を調査し、食育の推進を含めた中学校給食のあり方を検討するため、大磯町立中学校給食に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、その組織、所掌事項及び構成員並びに運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 中学校給食に関すること。
- (2) 前号のほか、教育長が必要と認める事項

(懇話会の構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者のうちから16人以内で構成する。

- (1) 大磯町立小中学校のPTAの代表
- (2) 大磯町立中学校長
- (3) 大磯町立小学校長
- (4) 大磯町立小学校の栄養教諭及び栄養士
- (5) 大磯町民福祉部スポーツ健康課栄養士
- (6) 公募町民

(任期)

第4条 構成員の任期は、第2条の所掌事項が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

(意見等の聴取)

第7条 懇話会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行後、最初を開く会議は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(失効)

- 3 この告示は、懇話会が第2条の所掌事項の処理を完了した日限り、その効力を失う。

○大磯町立中学校給食に関する懇話会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
	古 木 篤 子	大磯小学校 PTA 代表
副会長	三 栖 佐知子	大磯中学校 PTA 代表
	浅 井 嘉 彦	国府小学校 PTA 代表
	加 藤 恭 子	国府中学校 PTA 代表
	鈴 木 敦 子	大磯小学校長
	竹 内 浩	国府小学校長
	山 口 利 行	大磯中学校長
会 長	川 越 初 榮	国府中学校長
	小 宮 博 子	大磯小学校栄養教諭
	清 水 真理子	国府小学校栄養士
	工 藤 香 織	スポーツ健康課栄養士
	山 本 通 代	公募町民
	川 崎 康 子	公募町民
	佐 藤 光 恵	公募町民

## ○大磯町立中学校給食に関する懇話会経過

懇話会	開催日	議題
第1回	平成24年10月1日	①給食導入に係る方式(案)及び懇話会での意見について ②大磯・国府中学校生徒会からの意見について ③中学校給食に係るアンケートの検討について
第2回	平成24年11月12日	①中学校給食に係るアンケートの実施について
第3回	平成24年12月5日	①中学校給食に係るアンケートの実施について
第4回	平成25年1月22日	①中学校給食の実施方法について
第5回	平成25年2月27日	①大磯町立中学校給食に関する懇話会報告書(案)について
第6回	平成25年3月26日	①大磯町立中学校給食に関する懇話会報告書(案)について

## ○学校給食法（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

第2条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(定義)

第3条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

(6条以下省略)

## ○食育基本法（抜粋）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を

進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### (目的)

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(2条から19条省略)

#### (国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。